

内閣府行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(公文書監理官) 第3条の2 <u>大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</u></p> <p>(副総括文書管理者) 第4条 本府に副総括文書管理者1名を置く。 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長をもって充てる。 3 副総括文書管理者は、<u>第3条第3項</u>に掲げる事務について<u>総括文書管理者及び公文書監理官</u>を補佐するものとする。</p> <p>(監査責任者) 第8条 本府に監査責任者1名を置く。 2 監査責任者は、大臣官房<u>公文書監理室長</u>をもって充てる。 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。 4 監査責任者は、自身を補佐するものとして、監査担当者を置くことができる。</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>(副総括文書管理者) 第4条 本府に副総括文書管理者1名を置く。 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長をもって充てる。 3 副総括文書管理者は、前条3項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>(監査責任者) 第8条 本府に監査責任者1名を置く。 2 監査責任者は、大臣官房総務課長をもって充てる。 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。 4 監査責任者は、自身を補佐するものとして、監査担当者を置くことができる。</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。